

ステップ1 「通知カード」と「個人番号カード」の違いを理解しよう

(表)



(表)



【通知カード】

マイナンバー(個人番号)をお知らせするための紙のカードです。「氏名」「住所」「生年月日」「性別」「マイナンバー」が記載されています。「通知カード」のみで、本人確認のための身分証明書としては利用できません。

【個人番号カード】

プラスチック製のICチップ付きカードです。表面に「氏名」「住所」「生年月日」「性別」が顔写真が表示され、裏面に「マイナンバー」が記載されています。e-Tax等の電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。「個人番号カード」のみで、本人確認のための身分証明書として利用できます。

ステップ2 通知カードが届いてからの、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)のスケジュールを確認しよう

申請しなくても、住民票のある方 全員に届きます。

①「通知カード」が届きます(平成27年10月以降)

度会町に住民票のある方には、平成27年11月末から12月上旬にかけて世帯主あてに、世帯全員分の通知カードを簡易書留郵便で送付しました。

「個人番号カード」を作るかどうか、ご自身で選択することができます。

「個人番号カード」の交付申請に期限はありません。平成28年1月以降も、いつでも申請できます。

「個人番号カード」の交付を希望しない方

「個人番号カード」の交付を希望する方

②「通知カード」を大切に保管する

年金、雇用保険、健康保険、源泉徴収などの手続等で個人番号が必要になった際に、「通知カード」を参照することになりますので、大切に保管してください。

※すぐに「個人番号カード」の交付を希望しなくても、今後「個人番号カード」を申請することになった際、手続きに必要になりますので、同封の書類もすべて大切に保管してください。

②「個人番号カード」の交付申請をする

「通知カード」と一緒に届く「個人番号カード」の交付申請書にあなたの顔写真を貼り、返信用封筒に入れてポストに投函してください。その他の申請方法は、同封の説明書をご覧ください。

※「個人番号カード」の初回の交付は無料です。
※「個人番号カード」の交付を受けるまで「通知カード」は大切に保管してください。

平成28年1月～ マイナンバーの利用開始

社会保障・税・災害対策分野の中で、法律や条例で定められた行政手続きを行う際に、マイナンバーが利用されます。

「個人番号カード」の申請をした方にだけ交付されます。

**平成28年1月～
③「個人番号カード」の交付開始**

「個人番号カード」の交付申請をされた方に、役場から「交付通知書」を送付します。「交付通知書」が届いたら、「通知カード」と必要書類を持って役場(戸籍住民係)の窓口へお越しください。本人確認やパスワードの登録などを行います。